



人事異動を巡る法律上の諸問題

—配転命令の有効性に関する近時の裁判例を中心として—

- ☑ 配転命令が権利濫用とならないために留意すべきことは？
- ☑ 賃金減額を伴う配転を行うことができるか？

我が国の判例法理では、解雇規制が厳しいとされる反面、企業組織内での人員配置については、使用者に比較的広い裁量が認められています。配転命令は、時として労働者側の職業上・生活上の不利益を生じさせ、また、配転とともに降格による賃金減額がなされる事例では経済的な不利益も生じさせることとなります。

本セミナーでは、配転命令の有効性に関する近時の裁判例を踏まえて人事異動を巡る法律上の諸問題と対応上の留意点を解説します。

日時 令和5年5月24日（水）

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB開催

（Microsoft Teams meeting を使用）

定員 100名

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り5月18日（木））。

【講義プログラム】

- | | |
|-----------------------------|--|
| 1. 人事異動の法的類型 | (2) 育児・介護など私生活の事情の考慮 |
| (1) 配転・出向・転籍の違い | (3) 近時の裁判例と判断のポイント |
| (2) 配転命令に関する基本判例 | 3. 賃金減額を伴う配転 |
| (3) 業務上の必要性和職業上・生活上の不利益の考え方 | (1) 配転・降格（職）・賃金減額の関係 |
| 2. 「配転」事例の検討 | (2) 各企業の人事制度に応じた検討
・職能資格制度 ・職務等級制度 など |
| (1) これまでの異動歴と今後の職業キャリアの考慮 | (3) 近時の裁判例と判断のポイント |
| | 4. 質疑応答 |

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り5月18日(木)

「人事異動を巡る法律上の諸問題」 日時：令和5年5月24日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 _____ 所属・役職・ご担当者氏名 _____	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。